

社会福祉法人天寿会 指定特定相談支援事業運営規程
(平尾荘障害相談支援事業所)

運営規程

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく社会福祉法人天寿会平尾荘障害相談支援事業所（指定計画相談支援）運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人天寿会（以下「事業者」という。）が設置する社会福祉法人天寿会平尾荘障害相談支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定計画相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定計画相談支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人天寿会平尾荘障害相談支援事業所

(2) 所在地 堺市美原区平尾1938番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（相談支援専門員兼務）

管理者は、職員の管理、指定計画相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名以上（常勤職員 1名。管理者兼務1名）

基本相談支援に関する業務及び指定計画相談支援における指定サービス利用支援並びに指定継続サービス利用支援に関する次の業務を行う。

(ア) アセスメントを実施すること。

(イ) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成すること。

- (ウ) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画を利用者等に交付すること。
- (エ) モニタリングを実施すること。
- (オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (カ) 利用者等からの依頼により、利用者又は障害児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。
- (キ) その他必要な相談及び援助。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後5時30分までとする。

(指定計画相談支援を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定計画相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 難病等対象者

(指定計画相談支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う指定計画相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 基本相談支援に関する業務

基本相談支援として、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談を行う際には、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。

- (2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

(ア) 適切な方法により、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。

(イ) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

- (3) サービス等利用計画案の作成

(ア) アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記

載するものとする。

- (イ) サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

- (ウ) サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を交付するものとする。

(4) サービス担当者会議の開催

サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議を開催し、担当者に対する照会等により、サービス等利用計画案の内容について、担当者による専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(5) サービス等利用計画の作成

- (ア) 前号のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

- (イ) サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス利用等計画を利用者及びその家族並びに担当者に交付するものとする。

(6) モニタリングの実施

- (ア) サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行う。

- (イ) モニタリングにあたっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第 5 条第 21 項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し、利用者に面接するほか、その結果を記録する。

- (ウ) サービス等利用計画の変更は、サービス等利用計画の策定と同様の手順で行う。

(7) 指定障害者支援施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報の提供等

- (ア) 適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所等を希望する場合は、指定障害者支援施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

- (イ) 指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う。

(8) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

- (1) から (7) に附帯するその他必要な支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第 8 条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、利用者から法第 51 条の 17 第 2 項の規定により算定されたサービス利用計画作成費の支払いを受けるものとする。

2 前項のほか、第 10 条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費で、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

- (1) 事業所から片道 10 キロメートル未満 200 円

(2) 事業所から片道 10 キロメートル以上 300 円

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

4 第 1 項から第 2 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 9 条 利用者が指定計画相談支援と同一の月に指定障害福祉サービス等を受けたときは、法第 29 条第 3 項に規定する利用者負担の額の合計額を算定し、当該利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、堺市、富田林市、羽曳野市の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 11 条 指定計画相談支援の提供により事故が発生したときは、直ちに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第 12 条 提供した指定計画相談支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定計画相談支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、法第 11 条第 1 項の規定により都道府県が、また、法第 51 条の 27 第 2 項の規定により堺市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村、大阪府知事又は堺市長が行う調査に協力するとともに、市町村、大阪府知事又は堺市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げ措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(4) 苦情解決体制を整備すること。

(個人情報保護)

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延防止のための措置）

第16条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- （1）採用時研修 採用後1カ月以内
- （2）継続研修 年3回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月15日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。